

東京交通新聞 2008年3月31日(月)

<遠賀タクシー新運賃>

1年の期限付き認可

山田部長「労働条件悪化なら延長せず」

九州運輸局は26日、北九州交通圏の遠賀タクシーが申請した新運賃(初乗り15分または5^キ800円、加算15分または6^キ800円)を認可した。実施期間は認可日から1年の期限を設けた。

記者会見した山田輝希・自動車交通部長は「乗務員の労働条件が悪化した場合は延長を認めない。認可条件に違反する行為が明らかになれば、認可を取り消す」などと述べた。

認可条件は

運送の引き受けは営業所のみ(駅待ちや辻待ちでの運送引き受けは禁止)

利用者に対し同運賃の特徴を十分に説明する

運賃収受は専用メーターで行う

同一車両での同運賃と自動認可運賃の併用営業は禁じる(同運賃適用車両は福岡運輸支局長に届け出る)

同運賃での営業実績を毎月取りまとめ、翌月15日までに報告書を九運局に提出するなど。

指導事項として、「利用者が視覚的に自動認可運賃車両と同運賃適用車両の判別が容易につくよう工夫すること」などを求めた。具体的には、車両カラーを変えるか、同運賃適用車両のみ天井灯を外すなどの方策が考えられる。